

小千谷市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付要綱

(令和7年3月31日告示第34号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、小千谷市に在住する独身男女の出会いの機会創出及び結婚の促進に資するため、新潟県が運営する婚活マッチングシステム「“ハートマッチ”にいがた」（以下「システム」という。）の会員登録を行うための費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 20歳以上であって、現に婚姻をしていないこと。
- (3) 市税等（市外から転入している場合においては、転入前の市区町村民税）を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担したシステムの入会時又は更新時の会員登録料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、キャンペーン等により入会登録に係る費用が変動した場合についても、同様とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小千谷市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) システムの登録料を支払ったことが分かる領収書等の写し
- (2) システムの会員であることを証明するもの
- (3) 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、システムに入会登録した日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、小千谷市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、小千谷市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、小千谷市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金返還通知書（様式第4号）により返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。